

本日報告の内容

I. 博士論文の概要

II. 本日の研究報告—博士論文の第4章「市場経済化と地域別における業界団体の活動」

I. 博士論文の概要

1. 中国の非営利組織の構成

- ①中国の民政部門に登録している団体—社会团体（**業界団体**、専門団体、学術団体、連合団体）（「社会团体登記管理条例」1998年9月公布・施行）、民弁非企業単位（「民弁非企業単位登記管理暫行条例」1998年10月公布・施行）、基金会（「基金会管理条例」2004年公布・施行）
- ②登録する義務を免除された団体—人民団体（中華全国工商業連合会、中華全国総工会など8団体）、國務院機構編制管理委員会による登記免除された団体（中国国際貿易促進会、中国法学会、中国赤十字など24団体）、機関・団体・企業事業単位内部で活動している団体（いわゆる二級団体）（「社会团体登記管理条例」第3条）
- ③コミュニティー—社区居民委員会、村民委員会
- ④企業法人として登録している団体—草の根 NGO・NPO
- ⑤中国国内に活動している海外 NGO・商会

2. 本研究の研究対象

本研究の研究対象は社会团体のうち、業界団体とする。業界団体を研究対象とする理由は以下2つが挙げられる

- ①業界企業間の業界自治・業界ガバナンスは中国基層民主自治の一領域であり、業界自治の媒介は業界団体にあたる。そのため、業界団体を分析することによって、経済領域における国家権力の衰退や業界自治の度合いがどこまで進んでいるのかを検討できる
- ②業界団体の分析を通じて、中間階層とする企業家の結社状況、政治参加状況及び彼らの政治志向を間接的に考察し、ひいては彼らの市民社会の担い手とする役割はどこまで果たせるのかを検討できる

⇒上記の問題を明らかにするため、市場経済化以降、国家コーポラティズム体制の枠内における、中国の業界団体の利益団体化の度合いとその限界を分析する

II. 本日の報告—「第4章 市場経済化と地域別における業界団体の活動」

1. 先行研究

市場経済化と市民社会の発展をめぐる議論を2つの文脈から捉える

- ①近代化理論のアプローチ—市民社会が発展する基本要素は私的財産権、平等的な契約権、個人の自由権利、団体の自治及び公共空間の形成にある→中国の市場経済化は経済所有権の多元化をもたらし、非国有経済領域の拡大は個人・各利益団体の自主権を求めるようなる→市場経済化は団体の自立性・自律性を促進し、市民社会のチェック・アンド・バランスの機能を果たせる (White、1993;王・折・孫、1993;談・毛、2005 など)
- ②国家中心主義論のアプローチ—中国の市場経済は経済領域における非国有経済の拡大、社会領域における国家統制に対する撤退がみられた。経済領域を中心とする市場メカニズムが着実に浸透する一方、「党=国家」権力メカニズムが厳然している→市民社会の勃興、自律的な社会組織・団体が権威主義体制から逸脱するものではない (Timothy、1998; Saich、2000;菱田、2000 など)

## 2. 先行研究の限界

- ①先行研究が事例研究に偏り、サーベイ調査に基づく研究が少ない。詳細な事例分析は中国の特殊性を理解する上で重要であるが、団体の一般的傾向を導くのは難しい
- ②中では一部の定量分析も存在しているが、例えば、Minxin Pei(1998)、岡室美恵子(2001)、談志林・毛寿龍(2005)は中国の市場経済の発展は団体の発展に与えた影響について分析を行った。しかし、研究は政府のマクロ的経済政策の実施するに伴い、団体の量的変化、異なる団体の設立の変化の分析にとどまっている  
⇒そのため、本研究は中国社団基礎構造調査(2000-2004年)のデータに基づき、市場経済の発展と業界団体の利益団体化の推進する度合いを検証する。分析に当たって、経済発展が異なる3つの地域(北京市、浙江省、黒竜江省)を取り上げ、地域別に見られた業界団体の存立状況、リソース、政策過程への関与を明らかにする。これらの分析を踏まえ、市場経済の推進は業界団体の利益団体化を促す可能性について結論をつけたい

## 3. 具体的な分析内容

これまで注目されてこなかった市場経済化の発展と業界団体の利益団体の進む度合いに関するデータを収集し、先行研究における問題点にあたる市民社会の成長と経済的要素の関連性という仮説を具体的に検証した。

質問：

- ①指定討論者による質問：中国政治で論じられた国家コーポラティズムと西欧政治で論じられたネオ・コーポラティズムの概念の相違はどこにあるのか

回答：コーポラティズムの概念は従来、イタリア・ファシズムの協同体国家、組合国家

と呼ばれる政治システムを指している。その後、P.C.シュミッターがオーストリア、スウェーデンなどの政府と巨大利益集団の協力関係を特徴とする政治システムをコーポラティズムと定義した。中国の場合はこの概念を援用したのは 1990 年代頃であった。1989 年末の民主化運動の高まりを東欧諸国の民主主義革命のデモンストレーション効果として捉え、中国においても東欧諸国と同様に、市場経済化に伴う新興団体が自律性を持つ市民社会の形成を促し、国家権力に対するチェック機能を求める民主化の推進力となると期待した。しかし、中国は市場経済が進む一方、国家権力が依然として社会への統制を行っているため、一部の研究者は市民社会論よりむしろ社団の形成と発展における国家の主導的役割に着目するコーポラティズム論が、現実的な中国政治社会の分析枠組として受け入れられるようになった。

- ②指導教官辻中先生によるコメント：博士論文の分析枠組は市民社会論と国家コーポラティズム論を取り上げたが、今回の報告の第 4 章では、近代化理論と国家中心主義論を取り上げた。博士論文と第 4 章の分析の枠組みの整理が必要である。
- ③フロアによる質問：(i) 市場経済化の指標としては、私営経済の発展が重要な指標として取り上げるが、定量分析する際、その指標を把握する必要がある。(ii) 博士論文を作成するにあたって、中国研究の枠組を超え、国際的視点からどのように評価するのか。
- ⇒上記の質問とコメントを生かし、博士論文を作成する際、まず、コーポラティズム概念を把握した上で、中国研究の文脈の中で整理する。また、国際的視点から如何に中国研究の論文を評価するのかについて、今日グローバル化する政治社会の中で、中国が国際規範（例えば：中国では CSR 概念の導入によって、労働基準の国際化）に従うことによって、国内政治経済に与える影響も論文の一章として設けている。